

資料2 京都市行政委員アンケート調査結果

No	府/市	種類	設問1	設問2	設問3	設問4	設問5
1	府	選管	無回答	無回答	ア	無回答	知事及び議会で決定されたものに従います。
2	府	選管	エ	12月：7日（定例会、府議会本会議） 1月：4日（定例会、都道府県選管委員会） 2月：10日（定例会、府議会本会議、選挙等説明会、近畿支会）	ア	イ イ	
3	府	労働	ウ（但し行政の 予算考慮のこと）	12月：6日（当事者呼び出し援助指導、事前調査学習会他） 1月：7日（あっせん、事前状況報告、3委員審問打ち合わせ他） 2月：5日（あっせん辞退に係る相談、打ち切りの相談他）	ア	ウ（法律でお決め頂きたい。手 当、日当で仕事をしている訳でな く、如何ようでも可） イ（但し行政予算考慮して）	・斡旋事件等についての事前聞き込み、調査、事務局との事前打ち合わせ等あり ・審問事件では膨大な資料の読み込み、事前勉強等あり ・自宅での事前復習も必要 ・目に見えぬ形で時間が必要とされる状態、公労使委員側、労使申立人、被申立人及び双方弁護士等の日程調整による本件優先のため他スケジュールキャンセル、担当させていただいてけっこうボリュームのあ仕事と考えます。案件が増える方向でもあります
4	府	労働	カ	12月：7日 1月：5日 2月：2日	ア	イ イ	
5	府	労働	ウ	12月：7日（総会、幹事会、事案の説明、調整等を含む） 1月：8日（総会、幹事会、あっせん、全労委活性化委員会他） 2月：7日（総会、幹事会、あっせん、全労委活性化委員会他）	ア	イ イ	他の行政委員は知らないが、労働委員会委員は「プラスαの思いを強く持って努めねばならない」と理解している。日額制は不向きと考える。
6	府	労働	ウ	12月：6日（あっせん、定例総会等） 1月：6日（あっせん、定例総会等） 2月：5日（あっせん、定例総会等）	ア	イ イ	他の行政委員の業務内容はよく知りませんが、労働委員会については、弁護士に準じた専門性があり、単に勤務頻度では計れないものがあると思います。

7	市	区選管	イ	12月：1日（定例） 1月：1日（定例） 2月：2日（定例、選挙文化セミナー）	ア	ウ 選挙執行に応じて ウ	
8	市	区選管	ウ	12月：1日 1月：2日 2月：2日	ウ	イ イ	役所で決定することで何とも言えない 我々に聞いていただくより役所に行かれて役所で聞いてください
9	市	区選管	イ（そう思い「ふるさと納税」を始めている	この設問に答えたくない。（「xx日しか会議に出ていないのに、xxも報酬をもらっている」と、短絡的にデータ化すべきでない。）	イ	ウ 個別の具体的な実態に見合った報酬体系を。行政委員全体を画一的に決めるべきでない。これは議会でもっと論議を。区選管委員に関しては日額制反対。（他のことは判りません） エ （まだ直接的、相対的な人事評価がよく判らない。区選管については、自分としては下ってもいい。	
10	市	区選管	イ	12月：2日（会議） 1月：1日（会議） 2月：1日（会議） 3月：5日	ア	イ ウ	定例の議案審議だけでなく、委員としての講習、学習会等の開催が必要と思います。
11	市	区選管	エ（府市選管から見て低い）	無回答	イ	イ エ（府市選管の報酬は少し下げ るべきだ）	選挙管理委員は非常勤であるが、地域では毎日のように各種政治団体の活動が行われその活動が公明で適正であるか監視、又選挙人の政治意の向上に努めるなど大変な責務であり、区の管理員の報酬としては高くはない。
12	市	区選管	ウ	12月：3日 1月：3日 2月：2日	ア	イ イ	一般市民の方々の行政に関する認識と協力をもっとPRすべきである
13	市	区選管	カ（高いとは思わない）	無回答	無回答	無回答	